

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
八女市	八女地区(長峰集落)	令和3年3月12日	令和6年3月21日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	239ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	132ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	2ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート回答者の内、現状維持や規模拡大の意向が8割近いが、将来的に後継者がいない農家が半数程度あり、耕作放棄地の増加が懸念される。</li> <li>・地区内の農地の内、アンケート未提出者の耕作面積が100ha程度あり、特に隣接している広川町からの入作者の意向確認ができていない農地が多い。</li> <li>・未整備農地が多く、農業用水路や農道の整備が必要である。</li> </ul>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>認定農業者や新規就農者により後継者のいない農地等の集積を図り、改善計画書の目標達成を目指し、地区内の農業を担っていく。また、広川町からの入作者については行政、農業者で連携をとり意向の把握と、担い手の確保や集積を図る。</p>
<p>農業法人が多く、平坦部では普通作を主とする農業法人、平坦部以外は茶の生産を主とする農業法人を中心に農地の集積を行っていく。</p>
<p>多面的機能活動組織と協力し、地区内の農地や農道水路の保全に力を入れ、耕作放棄地の増加を防止する。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中間管理事業の活用

将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に農地を機構に貸し付けていく。  
借手の担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな担い手に移行できるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いハウス園芸作物の生産、特産加工に向けた取り組みを目指す。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣害による農作物被害を防止するため、補助事業等の活用により侵入防止対策を行う。

6次化産業の推進

高付加価値型の農業を目指し、農作物の生産から加工、販売事業を展開し収益の安定化を図る。

営農相談の実施

認定農業者改善計画相談会や、新規営農相談会等で新規就農相談員や農業協同組合、八女普及指導センター協力のもと安定した収益を得られるよう計画を立てる。

担い手の確保

中心経営体(認定農業者等)への、農地の利用集積の推進と合わせて、地区内の若手農業従事者の積極的な確保と、地区内外からの新規就農者や定年後に就農を考えている方の参入を推進する。

優良農地の維持

地区内の農地で圃場、農道、水路等などの整備がされ、比較的農作業の効率が良い農地及び基盤整備されている優良農地については、耕作維持を務めていく。  
また、地域の担い手により農振地域を中心に集積・集約化を図る。

新規参入者の移住対策等

多様な担い手を確保と、新規参入者等の移住・定住対策として空き家の積極的な空き家バンク等への登録を推進し、地区内の農業者の確保等を図る。